

## ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るための方策を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報に該当する物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2025年5月～2025年7月にポータルサイト広告適正化部会で  
303件の違反物件情報が共有されました。

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

|               |  |
|---------------|--|
|               | 国土交通大臣免許（3）  |
| 措置            | 違約金課徴  |
| 対象広告          | ポータルサイト  |
| 対象物件          | 違反概要   |
| 賃貸共同住宅<br>6物件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み等）<br/>契約済み又は募集が中止となった後、長いもので1か月以上、短いもので18日間継続して広告（6件）</li> <li>「シャッター」⇒シャッターは設置されていない（1件）</li> <li>「普通借家 2年」⇒2年間の定期建物賃貸借契約（1件）</li> <li>「〇〇店（ショッピングセンター）まで1727m」<br/>⇒既に閉店しており、利用できない（同様の違反4件）</li> <li>「〇〇店（スーパー）まで19m」<br/>⇒物件からの道路距離は450mであり、かつ、実際は別のスーパーである（1件）</li> </ol> |

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第360号(2025年7月号)より抜粋 ①  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/07/tsushin360.pdf>  
 ※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第358号(2025年5月号)より抜粋 ②  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/05/tsushin358.pdf>  
 ※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第359号(2025年6月号)より抜粋 ③④  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/06/tsushin359.pdf>

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

|             |  |
|-------------|--|
|             | 茨城県知事免許（1）                                     |
| 措置          | 警告   |
| 対象広告        | ポータルサイト  |
| 対象物件        | 違反概要   |
| 新築住宅<br>2物件 | おとり広告（契約済み等）<br>販売中止後又は契約後、いずれも1か月以上継続して広告(2件) |

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

|             |  |
|-------------|--|
|             | 東京都知事免許（3）   |
| 措置          | 違約金課徴  |
| 対象広告        | ポータルサイト  |
| 対象物件        | 違反概要   |
| 新築住宅<br>9物件 | おとり広告（架空物件）<br>売主事業者の売地情報を基に、土地面積を改ざんし、建物面積、建物プラン、建築確認番号、価格等を捏造し、新築住宅として広告（9件） |

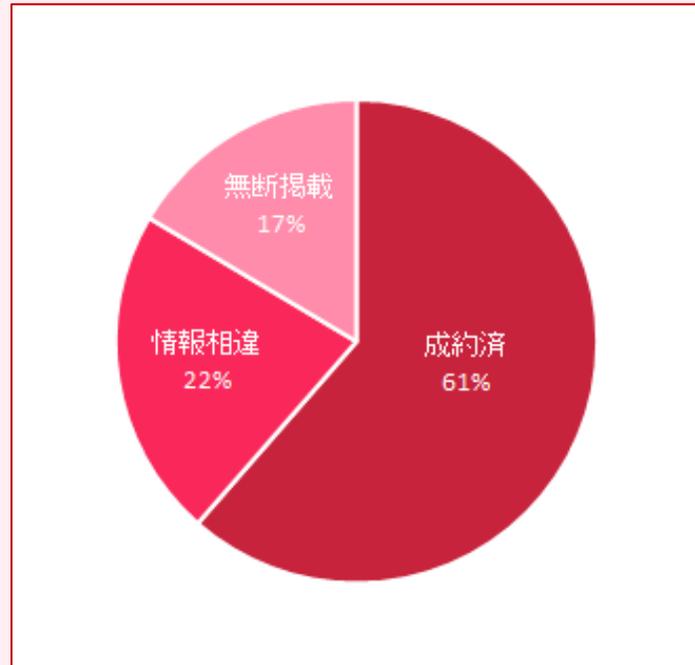
## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例④

|             |   |
|-------------|---|
|             | 群馬県知事免許（3）  |
| 措置          | 警告  |
| 対象広告        | ポータルサイト   |
| 対象物件        | 違反概要  |
| 中古住宅<br>1物件 | 「弊社でのご成約特典として、〇〇ギフトカード5万円をプレゼント！」<br>⇒媒介である当社が提供するものであるが、景品の提供限度額（媒介報酬限度額の10%又は100万円のいずれか低い方）は38,940円であるため、本企画は実施不可 |

# 情報審査活動報告と違反事例

## 2025年5月～2025年7月のご指摘の割合

2025年5月～2025年7月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。  
アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。



2025年5月～2025年7月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

著作権等の侵害に関するトラブルが発生しております。  
著作権・肖像権・プライバシーなど第三者の権利を侵害するおそれのある情報（他者に権利があり使用許諾を得ていない情報）は登録・公開できません。

## 直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。  
以下は当社規定による主な違反事例です。

### ■ A社

|      |           |
|------|-----------|
| 物件種別 | 賃貸居住用5物件  |
| 違反概要 | ・ 広告掲載未許可 |

### ■ B社

|      |                  |
|------|------------------|
| 物件種別 | 賃貸居住用1物件         |
| 違反概要 | ・ 成約済物件の2週間以上の公開 |

### ■ C社

|      |           |
|------|-----------|
| 物件種別 | 売買居住用1物件  |
| 違反概要 | ・ 広告掲載未許可 |

### ■ D社

|      |           |
|------|-----------|
| 物件種別 | 賃貸事業用1物件  |
| 違反概要 | ・ 画像転載未許可 |

### ■ E社

|      |           |
|------|-----------|
| 物件種別 | 賃貸事業用1物件  |
| 違反概要 | ・ 広告掲載未許可 |